

小山市デジタル情報発信及び ホームページリニューアル伴走支援業務委託仕様書

この仕様書は、小山市が委託する「小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務」に関し必要な事項を定める。受託者は、本仕様書の規定に従い誠意をもって本業務を履行するものとする。

1. 業務名

小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務

2. 目的

市公式 SNS 及びホームページでの情報発信について、各種媒体から得られるデータを分析し課題の整理及び目標の設定をすることで、市民をはじめとする対象に効果的かつ効率的に情報が届くよう、デジタル媒体による情報発信力の強化を図る。

また、令和 10 年度に予定している市公式ホームページのリニューアルに向け、利用者が知りたい情報を見つけやすく、かつ分かりやすいホームページとするためのサイト設計を行うとともに、SNS との一体的な情報発信を見据えたホームページ構築を図る。

3. 業務期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日(金)まで

4. 業務内容

(1)令和 8 年度

ア デジタル情報発信伴走支援

①現状分析・課題整理

小山市が運用する公式 SNS (X・LINE・Instagram・Facebook・YouTube の 5 つ。X・Instagram・Facebook の公式認証は令和 8 年度に取得見込み。) 及び公式ホームページ等から得られるデータを分析し、情報発信において市が抱えている課題を明確化する。なお、分析結果及び課題については、デジタル情報発信分析報告書としてまとめること。

※小山市公式 SNS : X (@oyama_tochigi) 、LINE (@oyamacity) 、Instagram (@tochigioyama) 、Facebook (@oyamacity) 、YouTube (@oyamacity)

※小山市公式ホームページ : <https://www.city.oyama.tochigi.jp/>

②コンセプト・メディアプラン等の設計

課題をもとに、市の情報発信における方向性(コンセプト)の決定を支援する。その上で、情報発信の対象や達成指標等のメディアプランの設計を支援する。

③メディア運用・情報発信改善

メディアプランに基づき各種 SNS・ホームページによる情報発信を支援するとともに、発信した内容を分析し、データに基づき情報発信の改善を支援する。

④データ分析基盤の構築

上記①～③の業務を効果的に実施するため、Google Search Console、Google Analytics 等のデータ分析基盤を構築する。なお、データ活用基盤については職員向けのマニュアルも作成すること。

⑤情報発信ガイドラインの作成

上記①～④において分析した市の課題や情報発信のコンセプト及びメディアプランを踏まえ、全職員向けのデジタル情報発信に係るガイドラインを作成する。

⑥職員向け研修の実施

市役所全体の情報発信力強化のため、デジタル情報発信に係る職員向け研修を複数回実施する。なお、研修は全職員向け、広報担当者向けなどテーマごとに実施するものとし、上記①～④において分析した市の課題やメディア運用及び情報発信改善の状況を研修に反映すること。

⑦その他上記に付随するデジタル情報発信支援

上記業務に付随し必要となる支援を提案・実施する。

イ ホームページリニューアル伴走支援

①課題抽出及び改善提案

現在の市公式ホームページについて、情報の見つけやすさ、アクセシビリティ、SEO 対策などの視点から課題を抽出し、それに対する改善策を提案する。なお、課題については業務内容(1)アの④において構築するデータ分析基盤等も活用し、データに基づき提示すること。

②仕様書作成支援

市公式ホームページをリニューアルするための、上記①で検討した内容及び市からの要望事項を反映させた仕様書作成を支援する。なお、仕様書の業務内容は現ホームページからの移行作業、設計、構築、運用・保守まで含めたものとする。

③その他上記に付随するホームページリニューアル支援

上記業務に付随し必要となる支援を提案・実施する。

(2)令和9年度

ア デジタル情報発信伴走支援

①メディア運用・情報発信改善

メディアプランに基づき各種 SNS・ホームページによる情報発信を支援するとともに、発信した内容を分析し、データに基づき情報発信の改善を支援する。

②職員向け研修の実施

市役所全体の情報発信力強化のため、デジタル情報発信に係る職員向け研修を複数回実施する。なお、研修は全職員向け、広報担当者向けなどテーマごとに実施するものとし、業務内容(1)アの⑤において作成した情報発信ガイドラインに基づき実施すること。

③その他上記に付随するデジタル情報発信支援

上記業務に付随し必要となる支援を提案・実施する。

イ ホームページリニューアル伴走支援

①プロポーザル実施支援

業務内容(1)イの②において作成した仕様書に基づき実施予定の市公式ホームページリニューアル及び運用保守業務に係るプロポーザルの審査及び採点に係る支援を実施する。

②構造設計支援

新ホームページのページ階層の整理及びサイト内構造の設計を支援する。なお、上記①により決定した市公式ホームページリニューアル及び運用保守業務の受託者とも必要に応じて打合せ等を実施すること。

③ユーザビリティ・デザイン設計支援

ユーザビリティ及びアクセシビリティの観点から新ホームページのデザイン作成を支援する。なお、上記①により決定した市公式ホームページリニューアル及び運用保守業務の受託者とも必要に応じて打合せ等を実施すること。

④その他上記に付随するホームページリニューアル支援

上記業務に付随し必要となる支援を提案・実施する。

5. 成果品

(1) 納品物

- ア デジタル情報発信分析報告書
- イ 情報発信ガイドライン
- ウ データ分析基盤活用マニュアル

(2) 納期

令和9年3月31日(水)

(3) 納品先

小山市内の委託者が指定する場所

6. 成果品の規格

次の2種類を納品すること。

- (1) PDFデータ
- (2) Word や Power Point 等の編集可能なデータ形式

7. 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を他の事業者へ再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に委託者の承認を得たときは、この限りでない。この場合再委託の再委託は一切認めない。

8. 成果品の著作権及び利用

ガイドライン及びマニュアルの著作権一切の権利は委託者に帰属するものとし、委託者が、自ら使用するために必要な範囲において随時利用することができるものとする。

9. その他

- (1) 本業務の遂行にあたり知り得た情報は、個人情報の保護に関する法令等に則り適切に管理すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た内容について、その秘密を保持しなければならない。また、契約終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、市と綿密な連絡のもとに受託者の責任において業務を遂行する。
- (4) 本業務の遂行にあたり、法令等に違反しないこと。
- (5) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (6) 第三者が権利を有している映像・画像・イラスト等を使用する場合は、事前に権利者から二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。また、受託者が取材により第三者を撮影するにあたり、その肖像権について事前に許諾を得ること。なお、これに係る費用負担や使用許諾契約などの一切の手続きは受託者において行うこと。
- (7) 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された、その他本業務により生じた第三者との争いが発生した場合は、受託者自らの責任と費用で解決すること。
- (8) 本業務に関して、本市が損害を被った場合は、その損害を賠償すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、本市と受託者において協議し決定する。
- (10) 本業務の受託者は、令和9年度以降に実施予定の市公式ホームページリニューアル及び運用保守業務の受託者となることはできない。